

ひととひとつながり！わくわくいくのネットワーク通信

OSAKA みらい 市政報告

発行：OSAKA みらい大阪府議会議員団
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪府役所内 ☎ 06-6208-8650

問合わせ先：武直樹市民協働事務所
〒544-0015 大阪市生野区巽南 1-12-10 ☎ 06-6753-6714

武直樹公式ホームページ：<http://www.take-naoki.com/>
Twitter：@takenaoki

Facebook：<https://www.facebook.com/take.naoki1226>



大阪市会9月～12月議会が開会中です!

主な議案は、専門分野ごとに案件を審査する各常任委員会（9月11日～10月1日）、公営準公営企業会計（9月25日～10月16日）、一般会計（10月24日～11月20日）の昨年度のお金の使い道を審査する決算特別委員会、特別区設置協定書（大阪市廃止・分割構想：いわゆる大阪都構想）を審査する委員会（10月9日～10日）、協議会（10日）、各会派代表から市長へ一般質問（10月22日～23日）、弘済院の今後を審査する委員会（10月10日、16日）が開催されました。

武直樹は、9月16日の民生保健委員会、10月7日の公営準公営の決算委員会、10月10日の民生保健委員会、民生保健協議会で質疑しました。（武直樹の主な質疑内容は裏面）

10月27日

特別区設置協定書（いわゆる大阪都構想の協定書）の承認議案を否決しました。

財政総務委員会、その他の協議会で審査し、本会議で維新以外の会派の反対多数で否決されました。市長は、議会制民主主義のルールに基づき、今回の議決を真摯に受けとめるべきです。反対派を排除し、維新だけで協定を決めたプロセスの問題。特別区実施で、年間4000億円の財政効果は、自ら根拠のない数字と認め、巨大な一部事務組合の課題など問題点が明らかになりました。（武直樹の関連質疑は裏面）

10月16日

弘済院の特別養護老人ホームは存続が決定!!

「大阪市立弘済院」を廃止して、民間移管する条例案について、医療、介護、研究が連携して公でしかできない役割を果たしているため、修正を行い、市営のままで存続することを維新以外の会派の賛成多数で可決しました。（武直樹の関連質疑は裏面）

9月16日

大阪市立瓜破斎場の指定管理に反対する陳情書が採択されました!!

大阪市立の斎場で行われた火葬で、遺族による収骨の前に斎場職員が誤って遺骨を掃除し、遺骨が拾えず、あってはならない事案が起こり、遺族とトラブルになりました。まずは、民間に指定管理したことの検証をしっかりと行うことが必要との点から陳情書が維新以外の賛成で採択されました。

大阪府議会議員
社会福祉士・ケアマネジャー

たけ
武
な
お
き



みなさんとうながって!! 顔が見える
まちづくりを
さらに前へ!!

プロフィール

1972年 12月26日生まれ。

1999年 同志社大学大学院社会福祉学専攻博士課程（前期）修了。大阪市生野区社会福祉協議会に就職。7年間、生野区のまちづくりに携わる。

2006年 大阪市東住吉区社会福祉協議会 地域包括支援センター社会福祉士。

2009年 NPO法人いくの市民活動支援センターを仲間と立ちあげ（2009.4）社会福祉士・介護支援専門員として、大阪市、生野区のまちづくりに奮闘中。

2011年 大阪市議会議員選挙（生野区）6,737票のご支持を受け当選。



公営準公営決算特別委員会（10月7日）

武直樹が、9月～12月議会で質疑した内容を紹介します!!

10月7日 公営準公営企業会計決算特別委員会



民生保健協議会 (10月10日)

・速達性や定時性を確保できるBRTの社会実験について

8号線延伸については、公営でも民営でも現行の補助制度では非常に厳しいという答申があった。しかしながら、生野区は、「天王寺」や「なんば」等の都心ターミナルに距離的に近い位置にあるにも関わらず、大阪市郊外の衛生都市よりも時間的には遠い地域がある。まさに、地下鉄の延伸予定区間の地域です。生野区の住民の方々の移動手段を早く確保していく必要があります。高齢化がますます進んでいる現状をふまえ、当面の方策として地上で乗り降りできるバス・ラビッド・トランジット(いわゆるBRT)の社会実験を一刻も早く行い、導入することを要望しました。

10月10日 民生保健委員会 ・弘済院の民間移管について

大阪市の認知症高齢者はますます増加し、60,534人で、ここ6年間で36%増加しています。弘済院が果たしてきた認知症医療や介護における役割は増えることはあっても減る事はありません。また、例えば、虐待ケースにおいても緊急に一時的に保護して虐待者との分離をはからなくてはならない場合があります。昨年度は大阪市では、485件の虐待があり200件が分離を行っています。緊急に認知症高齢者や介護度が高い方などを受け入れてくれる施設を探すことは大変なプレッシャーになります。弘済院は、支援者にとっても、家族にとっても最終最後の砦です。こうしたことをしっかりと念頭において進めていくことを強く要望しました。

10月10日 民生保健協議会 ・特別区設置協定書における介護保険事業について

介護保険事業は、それぞれの特別区間において、財政規模の確保、保険料がばらつかないように、公平性、効率性を確保するため、一部事務組合において処理される。一部事務組合は、それぞれの特別区が共同で設置することになり、特別区ごとに決めることができない。

そうであるなら、住民の身近な特別区で住民サービスのことを決められるニアズベターとはならないのではないかと。介護保険のような住民に直接行うサービスが、特別区では決められない。他の一般市は、独自に決められる。特別区を設置することによって、特別区、一部事務組合、新大阪府となり、2重行政の解消どころか3重行政になってしまうという指摘を行い、特別区設置協定書に反対しました。



本会議一般質問 (10月23日)

10月23日 本会議 政調副会長として山本議員の質疑をサポート

・地域包括ケアシステムの構築について

今後、地域の中で支えあうために、町会単位ぐらいで交流の場を設ければ、今まで以上に日常的なつながりは強くなり、高齢者の体調の急変などがあった場合の発見や必要な支援につなげていくことの可能性も高くなるのではないかと。地域交流の場の確保にあたっては、空き家や空き店舗、介護事業所の空きスペースの活用などの検討を進めていくよう要望しました。

・生活困窮者自立支援事業について

生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を第2のセーフティネットとして、昨年、生活困窮者自立支援法が成立し、来年4月から本市においても、この生活困窮者自立支援事業を実施することになります。

継続的な支援を行う過程において、より多くの方を就労に結びつけることができるよう、就労の機会の提供などを行う事業者の協力が必要であり、本市において、多数の事業所に協力をいただけるための仕組みづくりを進めていくよう要望しました。